

令和8年度

いじめ防止についての学校基本方針

新潟市立鳥屋野小学校

【いじめの定義】いじめ防止推進法の施行に伴い、平成 25 年度より以下のように定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

1 いじめ防止

(1) 基本的な考え方

- ①いじめはどの児童にも起こりうる。どの児童も被害者や加害者になりうるという事実を踏まえる。
- ②児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係をつくり、安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。そのために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行っていく。
- ③児童の尊厳が守られ、いじめを未然に防止することができるよう、すべての教職員が一丸となって取り組む。

(2) 措置

- ①いじめの態様や特質、原因や背景、具体的に指導上の留意点について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。
- ②校長や教職員は学級指導や道徳等で日常的にいじめの問題について触れ、いかなる理由があろうとも、いじめは絶対に許されないという雰囲気醸成に努めることを指導する。
- ③学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書の奨励や体験活動の推進等により、児童の自主性・社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在や他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合うことができる態度を養う。
- ④全ての児童が自己肯定感や集団での所属感を感じることができるよう、教育活動全体を通じて児童の活躍できる場を設定していく。他人の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供していくことで、児童の自己有用感を高めていく。
- ⑤児童が主体的にいじめの問題について学び、児童が中心となっていじめの防止を訴えていくことができるような取組を、各学級、各学年を中心に進めていく。また、児童会活動等の場を活用して実施していく。

2 早期発見

(1) 基本的な考え方

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。
- ②「いじめの芽」「いじめの兆候」＝「いじめ」という認識を持ち、早い段階から対応・情報を提供する。複数の教職員が的確に関わり、いじめを軽視したり隠したりすることなく、いじめとして積極的に認知する。

(2) 措置

- ①定期的にアンケート調査したり、教育相談を実施したりすることで、いじめの実態把握に取り組む。
 - ・児童が安心して記入できる環境整備と配慮のもと、困ったことアンケート（別紙1）を定期的に実施する。 ※詳細は、別途計画による。
 - ・アンケートは、即日学年内の複数の職員でチェックし、必要に応じて対策委員会にかける。
 - ・アンケートは、児童が卒業するまで保管する。重要度「高」の事案は全資料を保管する。（別紙2）
 - ・調査結果をまとめた資料を、児童の卒業後5年間保存する。
- ②児童が自らいじめを訴えられるような環境や雰囲気づくりに努める。
- ③児童及びその保護者、教職員が抵抗を感じることなく、いじめに関して相談できる体制を整備する。保健室（養護教諭）や教育相談室（学級担任・学年主任・生活指導主任・カウンセラー）の利用、電話相談窓口について広く周知を図る。
- ④休み時間の児童の様子や教職員と児童との間で日常的に行われている提出物や日記等から児童の交友関係や悩みを把握していく。必要に応じて個人面談を行ったり、家庭訪問をしたりする。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ①発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ②被害者児童の救済を最優先にし、被害児童を守りとおすとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ③謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、児童の人格形成や社会性の向上に主眼を置いた指導を行う。
- ④全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) 措置

- ①遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ②児童や保護者から相談や訴えがある場合は真摯に話を聞く。（承諾をとり、メモをとる。）
- ③些細な兆候でも、いじめの疑いのある行為は早い段階から関わりをもち、継続して様子を確認する。
- ④被害者やいじめを知らせた児童の安全確保をする。
- ⑤発見・通報を受けた教職員は、直ちに学年主任・生活指導主任、必要に応じて管理職に情報を伝える。
- ⑥「校内いじめ対応ミーティング」を、管理職を含む関係者（最小限の人数）で迅速に開催する。
※いじめ対応メモ（オレンジカード：後日提案）を用いて記録し、記録用紙を保管する。
- ⑦事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童への対応や保護者への連絡について指示する。
※重大事態につながるおそれのある事案は、予め教育委員会に事案の発生を報告し対応を協議する。
※自傷行為や「死にたい」などのつぶやき事案は、教育委員会へ一報を入れるとともに、対応を協議する。
- ⑧事後支援を継続する。
※加害行為が相当期間なく、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることで、「解消」の判断を行う。（「相当期間」は3か月を目安とする）

(3) 被害児童又はその保護者への支援

- ①被害児童から事実関係の聴取を行う。いかなる理由があろうとも、いじめは絶対に許されないという考えが前提であり、「あなたにも原因がある」という考えはあってはならない。「人はそれぞれ違いがあり、どんなことがあってもいじめは許されない。」ということをはっきり伝える等、被害児童への心のケアを最優先とする。
- ②児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーの保護に十分留意し、以後の対応を行う。
- ③その日のうちに迅速に対応し、事実関係を保護者にも伝える。必要に応じて家庭訪問する。
- ④被害児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや真摯に対応することを伝える。できる限りの不安を取り除くことに努め、理解を求める。複数の教職員で当該児童を見守る等、被害児童の安全確保に努める。
- ⑤被害児童が信頼をよせる人物（親しい友人や教職員、家族や地域の人）と連携し、体制を強化する。
- ⑥被害児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて教室以外の環境も用意する。その際、被害児童だけでなく、その保護者からも十分な理解を得る。
- ⑦状況に応じて、校長は出席停止制度を活用し、被害児童が落ち着いて教育を受けることができる環境の確保をする。
- ⑧状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部の専門家の協力を得る。
- ⑨いじめが解決したと思われる場合でも、「また起こりうる」という意識を持って見守り、折に触れて必要な支援を行う。
- ⑩事実確認のために聴取した内容や実施したアンケートより判明した情報は適切に提供し、全職員で共通理解を図る。

(4) 加害児童への指導又はその保護者への助言

- ①加害児童からも事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携して指導に当たる。必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部の専門家の協力を得て組織的に対応していくことで、いじめを止めさせたり、その再発を防止したりする。
- ②事実関係を確認したら、迅速に保護者に連絡する。事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に継続的な助言を行う。
- ③加害児童については、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることに理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④加害児童が抱えている問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全で健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーの保護に十分留意し、以後の対応を行う。
- ⑥いじめの状況下に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑦教育的配慮が必要な場合、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えることも考えられる。
- ⑧いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際は、主観的な感情によるものではなく、教

育的配慮に十分留意し、加害児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童は、いじめの行為について知っていたことは事実である。自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。
- ②はやし立てる等同調していた児童に対しては、それ自体がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③学級全体で話し合う場を設け、いじめは絶対許されない行為であることを理解させるとともに、いじめを根絶していこうという態度を育てる。
- ④いじめの解決とは、謝罪等の形式的なものではない。被害児童と加害児童、周りの児童との関係の修復を通じて、好ましい集団活動を取り戻し、二度と同じことを繰り返さないという意識付けができた時点で判断する。

(6) ネット上のいじめについての対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ②名誉棄損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダは違法の情報の発信停止を求めたり、情報を削除したりできることになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求める。
- ③こうした措置をとる際、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのある場合は、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な指示や援助を求める。
- ⑤早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施する。
- ⑥児童や保護者に法務局や地方法務局の人権侵害に関する相談窓口等、関係諸機関の取組についても周知する。
- ⑦パスワード付きのサイトやSNS、携帯電話のメールによるいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくい。新潟市GIGA宣言（別紙3）、「鳥屋野小学校タブレットPCの使い方のきまり」（別紙4）をもとに、学びの中でタブレットPCを活用しながら、対話を通して児童が主体的にネットいじめ等の問題を考え、情報モラル（デジタルシティズンシップ）を身に付けていく。保護者にも理解・協力を求めていく。

(7) 差別・偏見についての対応

- ①偏見・差別につながる行為は断じて許さない。偏見や差別が原因であるいじめ（ウィルス名を面白半分を使うなど）を見逃さない。確認された場合は、(3)～(5)を迅速に行う。
- ②テレビやインターネット等の情報を基にした、多様性（外国籍・性別・障がい）についての偏見・差別に対しても、根拠のない差別的な発言や人権侵害にあたる行為についても断じて許さない。確認された場合は(3)～(5)を迅速に行う。
- ③苦しみに寄り添うことの大切さを、教育活動全体だけでなく、道徳などの授業の中でも指導を行う。
- ④個人情報保護の観点から、情報漏えいにつながることはないように注意する。

4 学校での体制や連携

《学校体制や連携について》

- ◇校内のメンバーは、校長、教頭、教務主任、養護教諭、生活指導主任、当該学年主任、当該学級担任とする。まずは学年で対応できることを協議し、学年主任が必ず情報や対応の結果を管理職に報告する。
- ◇外部からのメンバーとしてスクールカウンセラー、民生委員、SST、SSWに協力を依頼する。
- ◇いじめが継続し、改善が見られない場合は、管理職が警察等、外部の関係諸機関に連絡し、協力や指示を得ながら連携して対応に当たる。

《いじめや差別に関する授業について》

- ◇新潟市いじめ未然防止に向けた教育プログラム（学活編・道徳編）を、各学年で確実に実施する。（学級活動は1、3、5年で実施。道徳は全学年で実施。）
- ◇いじめを題材とした道徳科の授業を計画的に実施する。
 - ※「ふくしま道徳教育資料」（H29.3.14 文部科学省事務連絡「被災児童生徒に対するいじめ状況等の確認について」参照）なども参考に、自校の実態に応じた資料を用いて実施する。
http://www.gimu.fks.ed.jp/shidou/doutoku/h28_doutokushiryoushou/syougaku.pdf
- ◇新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための授業を計画的に実施する。
 - ※日本赤十字社が発信している「3つの感染症」の考え方を参考に、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考える動画及び指導に活用できる関連資料「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」
https://www.jrc.or.jp/saigai/news/200326_006124.html
- ◇「新潟市 GIGA 宣言」をもとに、対話を通して児童が主体的に活用方法やルールを創り出す場を設定する。
 - ※新潟市立学校 GIGA スクール構想推進ガイドライン（R3.3.30）
<https://niiigata-miraizu.com/wp/wp-content/themes/hpb20S20210216194833/img/file6.pdf>
 - ※内閣府ネットスマホのある時代の子育て 保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyoushineternet_use/r02/leaf/pdf/leaf-print.pdf

- ※ いじめ対応メモ（オレンジカード） 別紙のとおり
- ※ 困ったことアンケート（年3回） 別途提案

平成26年3月（令和8年3月修正）

II-6 いじめ程度表 *高レベル事案は、管理職が即日市教委に連絡を入れる。

高レベル(A~C)

A 法第28条第1項に掲げる重大事態

- 児童生徒が自殺を企図する。
- 身体に重大な傷害を負う。
- 金品に重大な被害を被る。
- 精神性の疾患を発症した。
- 相当期間(年間30日を目安)学校を欠席する。

B 重大事態につながる恐れのあるレベル

- いじめが原因で、登校できない状況が1日でもある。
- 解消が図られているように見えても、いじめが繰り返されている。
- 社会的な影響が大きく、児童生徒・保護者の状況が深刻である。
 - ・自殺念慮
 - ・差別的な言動
 - ・集団からのいじめ
 - ・保護者が不満を訴える
 - ・性被害(児童ポルノ:盗撮・性的映像の所持・拡散、ズボンおろしなど) など

C 発生後1週間を超えても解消に至らないレベル

- 被害者の気持ちが不安定である。
- 加害者の行動変容が見られない。

中レベル

1週間を超えずに一定の解消が図られたレベル

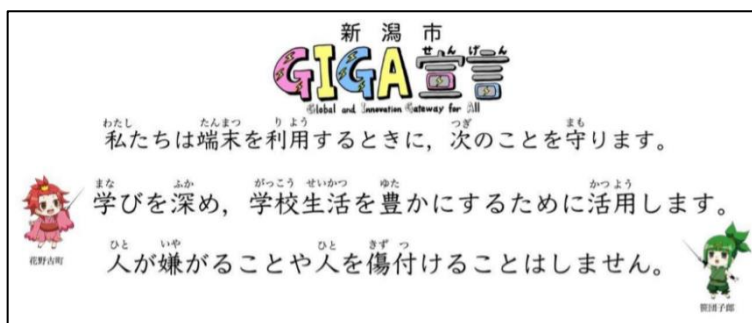
- 被害者・加害者の気持ちがまだ不安定である。

低レベル

その日のうちに、すでに一定の解消がされたと判断できるレベル

- 被害者・加害者ともに、事案後普通どおりに接している。

<別紙 3 : 新潟市 GIGA 宣言>



<別紙 4 : 鳥屋野小学校タブレット PC の使い方のきまり>

とやのしょうがっこう 鳥屋野小学校タブレット PC の使い方のきまり

- 1 他人を撮影する場合、許可を得ること(肖像権)
 - ・カメラで人を撮影するとき、必ず許可をとります。
- 2 他の人に伝えてはけない情報があること
 - ・アカウント、パスワードは、他人には教えません。
 - ・自分や友達、周りの人の個人情報(名前、住所、電話番号など)は、インターネットにのせません。
- 3 情報を伝えるときには、責任があること
 - ・人が嫌がることや、人を傷つけることはしません。人の悪口を書いて送ったりグループに入れて仲間外しにしたりするなどは、してはいけません。
 - ・うその情報を伝えてはいけません。
 - ・他の人のアカウントを使ってはいけません。
- 4 情報にはうそもあることと、正しく活用すること
 - ・インターネットを使うときは、目的にあったサイトを使います。のっている情報が正しくないこともあることを理解しておきます。
- 5 著作権があること
 - ・他の人が作った作品(写真や動画、作品、文章)を尊重し、使いたいときには、必ず許可をとります。
- 6 やりすぎは、健康を害すること
 - ・長時間連続して使用しません。30分使用したら、一度目を休ませます。
 - ・正しい姿勢で、画面から30cm以上、目を離して使います。
 - ・寝る時刻の30分前には、使うのをやめます。
 - ・使う時間を家の人と相談して使います。
- 7 エアロップに関する指導(基本はオフ)
 - ・基本はオフに設定しておきます。授業等で使うときだけオンにします。(不特定多数のタブレットPC所有者に送れる機能があります。)
- 8 金銭トラブルが起きること(課金、詐欺等)
 - ・新たにアプリをインストールすることはできません。
 - ・インターネットを使うときには、安全なサイトかどうかを確認します。
- 9 タブレットPCの取り扱い
 - ・毎日持ち帰って、充電します。
 - ・持ち帰るときや持つときには、ランドセルの中に入れます。途中で出し入れはしません。
 - ・友達に貸したり、使わせたりしません。
 - ・ひまわりクラブ、放課後児童クラブでは、施設のルールを守って使います。
 - ・水でぬれそうなおもちゃ、ふまれそうなおもちゃ、熱い物の近く、磁石の近くなどには置きません。
 - ・タブレットと充電器は、中学卒業まで使用します。壊したり、無くしたりしません。

私たちは端末を利用するときに、次のことを守ります。

学びを深め、学校生活を豊かにするために活用します。

人が嫌がることや人を傷付けることはしません。

タブレット PC を使用できる時間のめやす

1～4年生 午前6時～午後8時

5～6年生 午前6時～午後9時

<保護者の皆様へ>

必要に応じて、スクリーンタイムを設定してください。設定については、下の QR コードからご覧ください。

<参考資料> 「保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント (児童・生徒編)」